洪水予報業務等の実施に係る○○県と○○地方気象台間の

気象・河川情報等の交換に関する細目協定（例）

○○県（以下「甲」という。）と○○地方気象台（以下「乙」という。）は、「洪水予報業務等の実施に係る○○県と○○地方気象台間の気象・河川情報等の交換に関する協定（令和○年○月○日）」（以下「協定」という。）に基づき、情報の相互交換の細目について、次の通り細目協定を締結する。

（システム接続方法）

第１条　甲及び乙は、甲の保有する情報機器と乙の保有する情報機器を別図のとおり接続する。

（運用・管理等）

第２条　システムの運用、保守、点検、経費等に係る責任分界点は、別図のとおりとする。

２　甲及び乙は、定期点検及び修理等により情報交換を停止する場合は、事前に相互に連絡、調整するものとする。

３　甲及び乙は、障害により情報交換に支障が発生した場合には、相互に連絡を取り迅速な復旧に努めるものとする。

４　甲及び乙相互の回線に係る経費については折半とする。

（情報の内容）

第３条　甲と乙が交換する情報は、別表１～３のとおりとする。

（情報の加工）

第４条　甲及び乙は、受領した情報について加工して利用する場合には、事前に協議するものとする。

（目的外の利用）

第５条　甲及び乙は、受領した情報を協定の目的以外に利用する場合は、事前に協議するものとする。

（その他）

第６条　この細目協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

第７条　この細目協定の締結を証するため、本細目協定書２通を作成し各自１通を保管する。

令和○年○月○日

甲　○○県　□□部□□課長　　　○○ ○○

乙　○○地方気象台防災管理官　　○○ ○○

　別表１　甲、乙の洪水予報担当官署間で相互に交換する情報

|  |  |
| --- | --- |
| 情報名 | 提供範囲 |
| １ 洪水予報作業に係る情報 | 甲と乙が共同で行う予報文作成及び発表のための作業に必要とするもの |

別表２　甲から乙に提供する情報

|  |  |
| --- | --- |
| 情報名 | 提供範囲 |
| １ 雨量実況値  ２ 水位実況値  ３ 水位予測値  ４ 潮位実況値 | ○○県内  ○○県内  ○○県内の洪水予報基準点  ○○県内 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 別表３　乙から甲に提供する情報   |  |  | | --- | --- | | 情報名 | 提供範囲 | | １ メッシュ雨量実況値  ２ メッシュ雨量予測値  ３ 流域平均雨量実況・予測値  ４ 注意報・警報  ５ 指定河川洪水予報 | ○○県全域を含む  ○○県全域を含む  ○○県内の洪水予報を行う河川流域  ○○地方気象台発表分  ○○河川事務所・○○地方気象台共同発表分 |   別図　システム接続方法及び責任分界点  （例） |